

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市辻老人憩の家の利用の許可		
根拠法令及び条項	那覇市老人憩の家条例第7条及び第8条 那覇市老人憩の家条例施行規則第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年4月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	令和8年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 チャーがんじゅう課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市辻老人憩の家の利用の許可に係る審査基準

那覇市老人憩の家条例

(利用許可)

第7条 老人憩の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人憩の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

那覇市老人憩の家条例施行規則

(利用許可)

第3条 条例第7条第1項の規定により、老人憩の家の利用許可を受けようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、指定管理者に那覇市老人憩の家利用・利用変更申請書(第1号様式。以下「利用申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、条例第5条第1項第1号に規定する者は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項に規定する利用申請書の提出があったときは、その適否を審査し、適當と認めるときは、那覇市老人憩の家利用・利用変更許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。